

香川労働局発表
令和8年2月4日(水)

報道関係者 各位

【照会先】

香川労働局 職業安定部 職業対策課
職業対策課長 北川 雅敏
高齢者対策担当官 姫野 見奈
電話 087-811-8923

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和7年10月末時点)

～外国人労働者数、外国人を雇用する事業所数ともに過去最高～

香川労働局（局長：友住 弘一郎）は、令和7年10月末時点の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は16,557人で、前年比2,129人増加し、届出が義務化された平成19年以降過去最高で、対前年増加率は14.8%と前年の17.3%から2.5ポイント下降。
- 外国人を雇用する事業所数は2,358所で、前年比193所増加し、届出義務化以降過去最高。対前年増加率は8.9%と前年の9.3%から0.4ポイント下降。
- 国籍別では、インドネシアが最も多く3,942人（外国人労働者数全体の23.8%）、次いでベトナム3,891人（同23.5%）、フィリピン2,358人（同14.2%）の順。
- 在留資格別では、「技能実習」が6,595人で外国人労働者数全体の39.8%となっており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」5,871人（同35.5%）、「身分に基づく在留資格」が2,157人（同13.0%）の順。

※ 届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）であり、数値は令和7年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

（添付資料）

- 別添1 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（令和7年10月末時点）
- 別添2 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（令和7年10月末時点）
- 別添3 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和7年10月末時点）

香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】

（令和7年10月末時点）

1 外国人労働者の状況

○労働者全体の状況について（本文1～3）

外国人労働者数は16,557人（前年14,428人）。

前年比で2,129人増加し、届出が義務化された平成19年以降過去最高で、対前年増加率は14.8%と、前年の17.3%から2.5ポイント下降。

国籍別では、インドネシアが最も多く、3,942人（外国人労働者全体の23.8%）、次いでベトナム3,891人（同23.5%）、フィリピン2,358人（同14.2%）の順。

在留資格別では、「技能実習」6,595人で、全体の39.8%となっており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」5,871人（同35.5%）、「身分に基づく在留資格」が2,157人（同13.0%）の順。

○ 国籍別の状況（本文2～3）（[参考表-3]）

外国人労働者数 上位3か国

・インドネシア	3,942人	（全体の23.8%）	[前年比 33.6%増加]
・ベトナム	3,891人	（全体の23.5%）	[前年比 4.4%増加]
・フィリピン	2,358人	（全体の14.2%）	[前年比 7.6%増加]

増加率 上位3か国

・ネパール	539人	[前年比 48.9%（177人）増加]
・インド	44人	[前年比 46.7%（14人）増加]
・スリランカ	129人	[前年比 43.3%（39人）増加]

○ 在留資格別の状況（本文3～6）（[参考表-3]）

外国人労働者数 上位3資格

・技能実習	6,595人	（全体の39.8%）	[前年比 3.7%増加]
・専門的・技術的分野の在留資格	5,871人	（全体の35.5%）	[前年比 26.7%増加]
・身分に基づく在留資格	2,157人	（全体の13.0%）	[前年比 8.2%増加]

増加率 上位3資格

・特定活動	711人	[前年比 40.0%（203人）増加]
・資格外活動	1,223人	[前年比 30.8%（288人）増加]
・専門的・技術的分野の在留資格	5,871人	[前年比 26.7%（1,236人）増加]

2 外国人を雇用する事業所の状況

○ 事業所全体の状況について（本文 1 ページ）

外国人を雇用する事業所は 2,358 所（前年 2,165 所）。

前年比で 193 所増加し、届出が義務化された平成 19 年以降、過去最高。

対前年増加率は、8.9% となり、前年の 9.3% から 0.4 ポイント下降。

○ 事業所規模別の状況（本文 5 ページ、本文 8 ページ）

外国人を雇用する事業所数は、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の 64.6%、外国人労働者数全体の 46.0% となっている。

次いで、「30～99 人」規模の事業所が、事業所数全体の 22.1%、外国人労働者数全体の 29.6% である。

外国人を雇用する事業所数は、いずれの事業所規模においても増加。

3 産業別の状況（本文 5 ページ、本文 7 ページ）

○ 外国人労働者、外国人を雇用する事業所とともに、「製造業」が最も多い。

○ 「製造業」は、外国人労働者数全体の 41.2%、外国人を雇用する事業所数全体の 29.1%、となっている。

香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】 (令和7年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表の数値は、令和7年10月末時点の香川労働局管内の届出件数を集計したものである。¹

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者及び外国人を雇用している事業所の状況

(1) 令和7年10月末時点で、外国人労働者数は16,557人、外国人を雇用する事業所数は2,358所であった。これは令和6年10月末時点の14,428人、2,165所と比べ、2,129人(14.8%)、193所(8.9%)増加している。

外国人労働者数及び外国人を雇用する事業所数とともに、届出が義務化された平成19年以降、過去最高。【別表2、参考表-1】

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く全体の41.2%となっている。【図7、別表4】

(2) 労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は115所、当該事業所に就労する外国人労働者数は951人で、それぞれ事業所全体の4.9%、外国人労働者全体の5.7%を占めている。

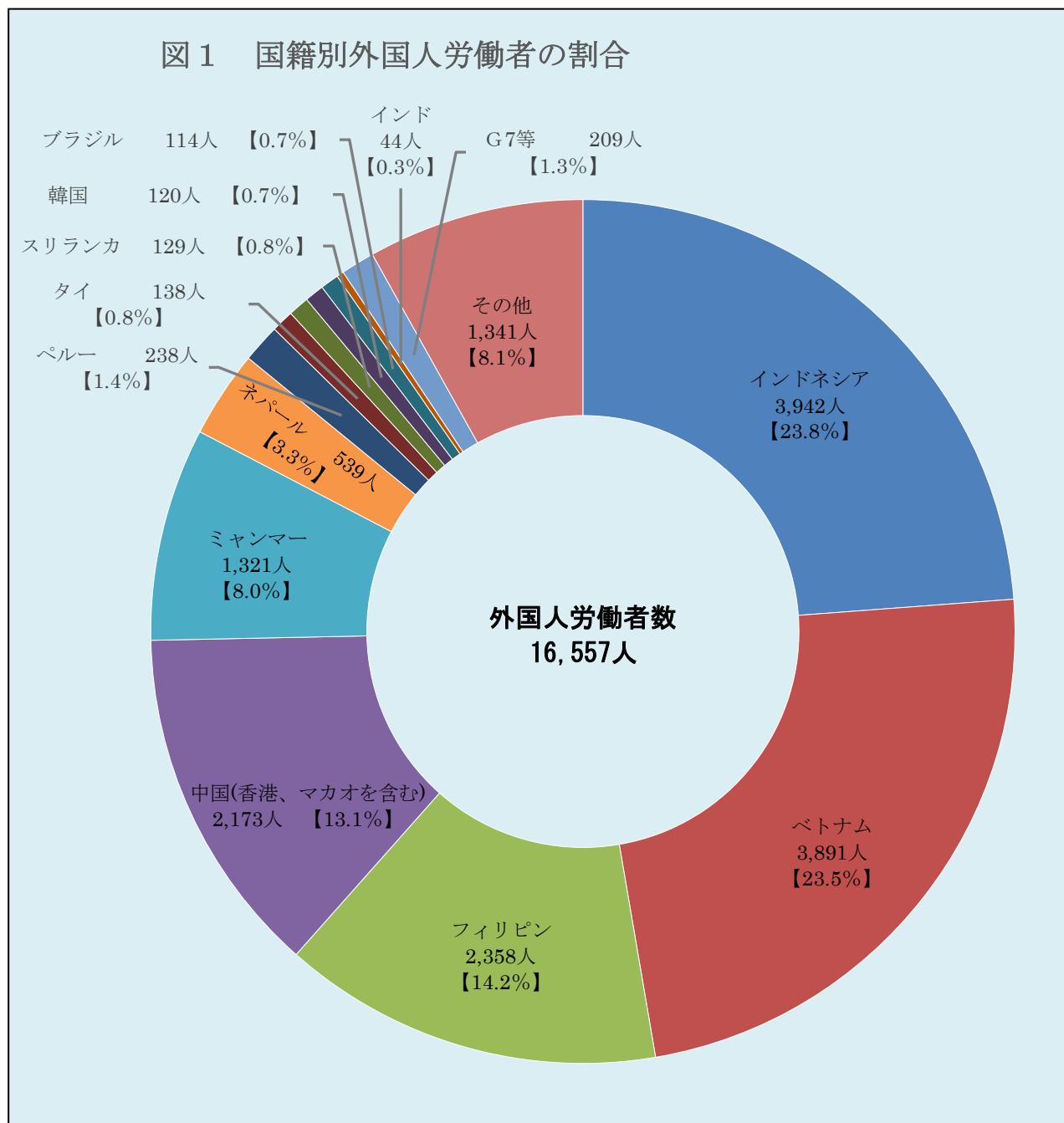
これは、令和6年10月末時点の102所、823人に対し、事業所数は13所(12.7%)、労働者数は128人(15.6%)の増加となっている。【別表2、参考表-1】

¹ 各図の数値は単位未満を、各図の割合の数値は小数点以下第2位を、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

2 外国人労働者の状況

(1) 外国人労働者数を国籍別にみると、インドネシアが最も多く3,942人であり、外国人労働者数全体の23.8%を占める。次いで、ベトナムが3,891人（同23.5%）、フィリピンが2,358人（同14.2%）、中国（香港、マカオを含む。以下同じ。）が2,173人（同13.1%）の順となっている。

対前年比増加率が大きい主な3カ国をみると、ネパールが48.9%（177人）増加、インドが46.7%（14人）増加、スリランカ43.3%（39人）増加となっている。【図1、別表1、参考表-3】



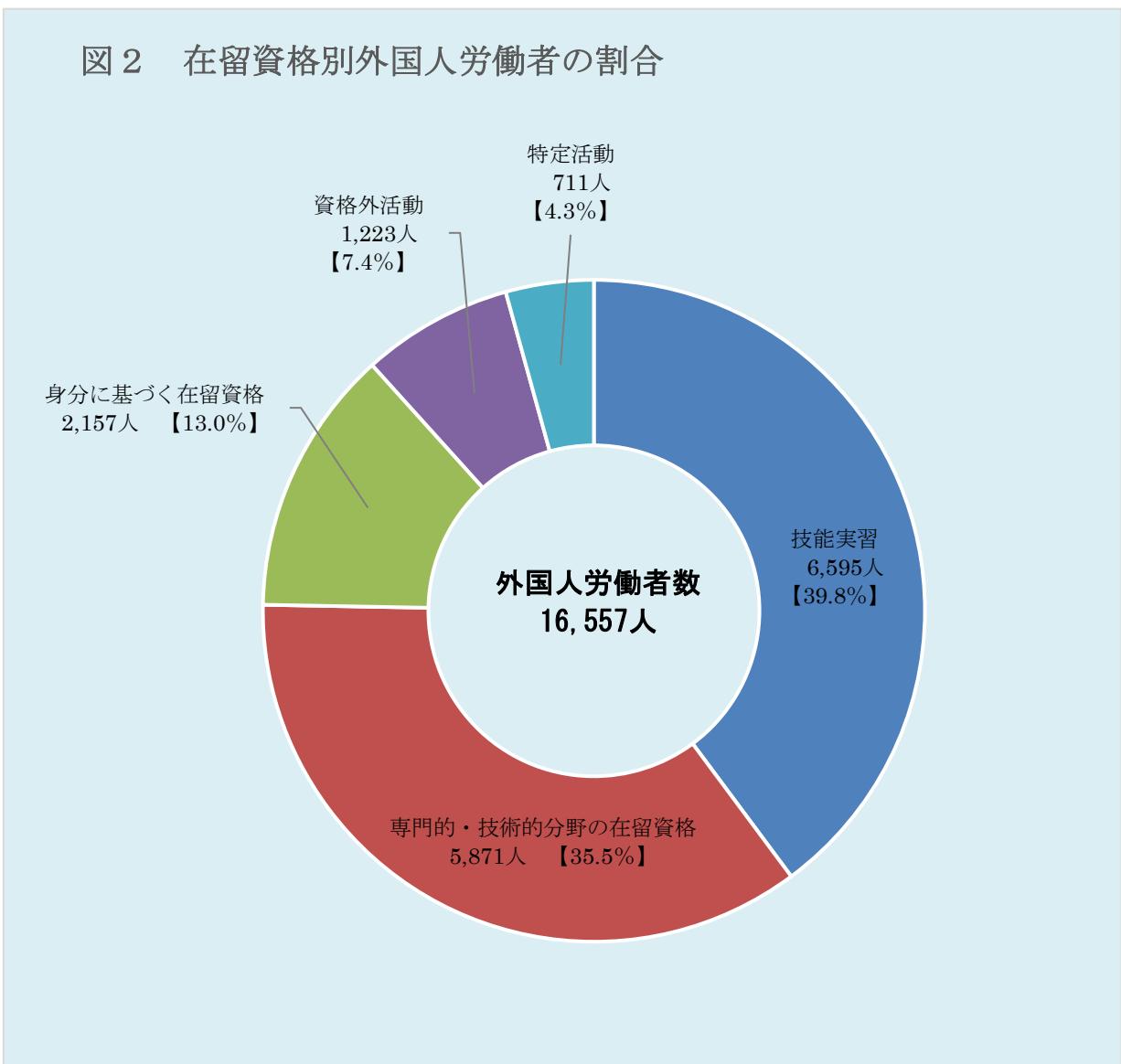
※ グラフ内の【%】は、構成比を表している。

(2) 外国人労働者数を在留資格別にみると、「技能実習」は 6,595 人と外国人労働者数全体の 39.8%を占めている。「専門的・技術的分野の在留資格²」が 35.5%、次いで「身分に基づく在留資格³」が 13.0%、「資格外活動⁴」が 7.4%の順となっている。

前年比では「特定活動」が 203 人 (40.0%)、「資格外活動」は 288 人 (30.8%)、「専門的・技術的分野の在留資格」は 1,236 人 (26.7%) それぞれ増加している。

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「特定技能」は 4,481 人⁵で同 1,011 人 (29.1%) 増加している。【図 2、別表 1、参考表-3】

図 2 在留資格別外国人労働者の割合



² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能 1 号・2 号」が含まれる。

³ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

⁴ 「資格外活動の在留資格」には、留学生や家族滞在者のアルバイトなどが該当する。

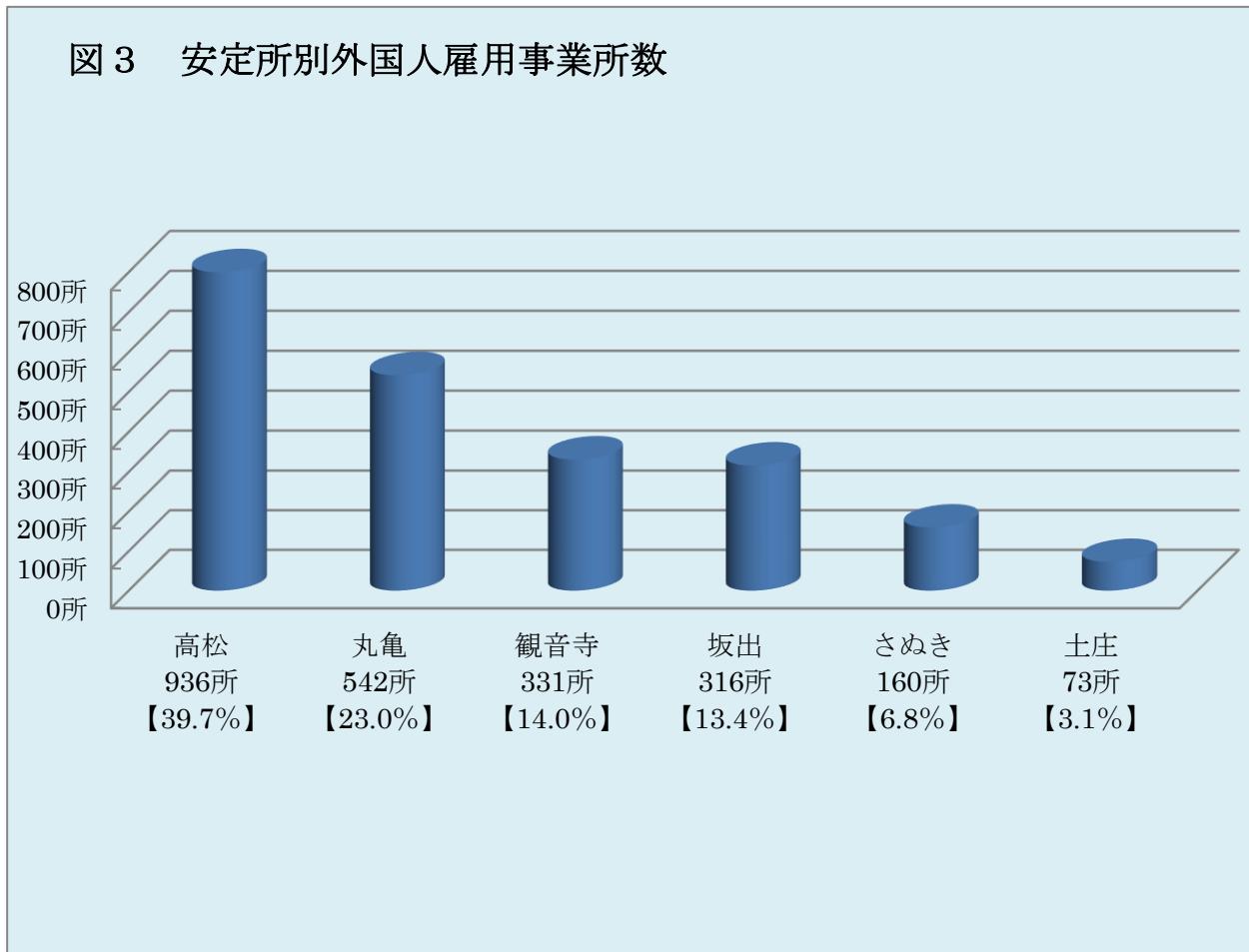
⁵ 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要。

(3) 外国人労働者数を国籍別・在留資格別にみると、インドネシアでは「専門的・技術的分野の在留資格」が 45.7%、次いで「技能実習」が 45.3%となっている。ベトナムでは「技能実習」が 52.8%占めており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 32.9%を占めている。フィリピンでは「身分に基づく在留資格」が 35.6%、「技能実習」が 30.0%となっている。中国では「専門的・技術的分野の在留資格」が 45.4%、ミャンマーでは「技能実習」が 61.2%、ネパールでは「資格外活動」が 68.8%を占めている。ペルー及びブラジルは「身分に基づく在留資格」の割合がそれぞれ 99.2%、97.4%を占め、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高くなっている。G7 等⁶では「専門的・技術的分野の在留資格」が 50.7%、タイは「技能実習」が 63.0%、韓国は「身分に基づく在留資格」67.5%を占めている。【別表 1】

3 安定所別・産業別・事業所規模別の外国人を雇用する事業所の状況

(1) 外国人労働者数を県内安定所別の割合をみると、高松が 39.7%を占め、次いで丸亀 23.0%、観音寺 14.0%、坂出 13.4%、さぬき 6.8%、土庄 3.1%の順となっている。【図 3、別表 2】

図 3 安定所別外国人雇用事業所数

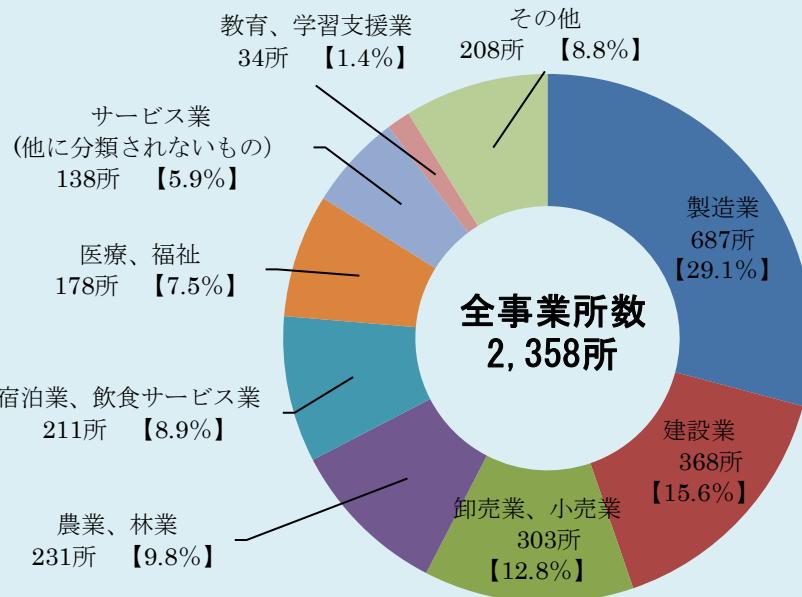


※令和5年 10月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意が必要。

⁶ G7 等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

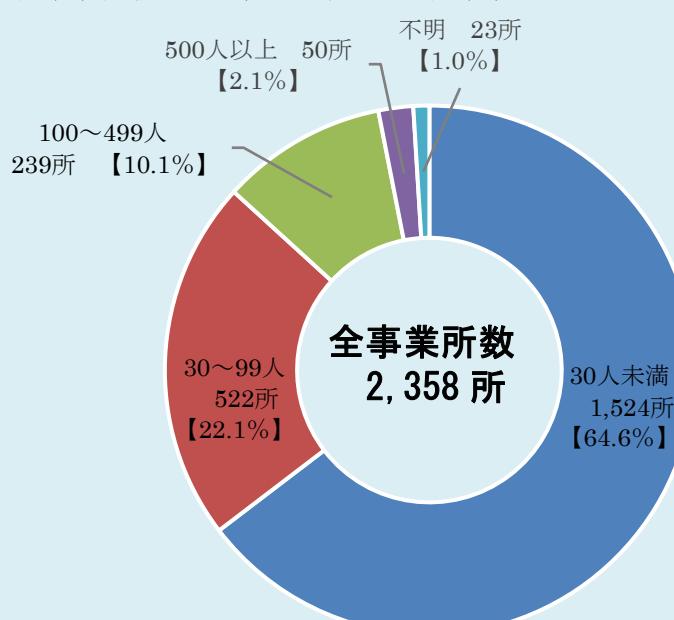
(2) 外国人を雇用する事業所数を産業別の割合をみると、「製造業」が29.1%を占め、「建設業」が15.6%、「卸売業、小売業」が12.8%の順となっている。各産業の事業所数をみると、「宿泊業、飲食サービス業」は前年比で24.9%、「卸売業、小売業」は同11.8%増加している。【図4、別表4、参考表-2】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(3) 外国人を雇用する事業所数を事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の64.6%を占めている。外国人を雇用する事業所数は、「30人未満」規模の事業所では前年比130所(9.3%)、「30~99人」規模の事業所で35所(7.2%)、「100~499人」規模の事業所で19所(8.6%)、「500人以上」規模の事業所で5所(11.1%)増加し、いずれの規模においても増加している。【図5、別表8、参考表-2】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

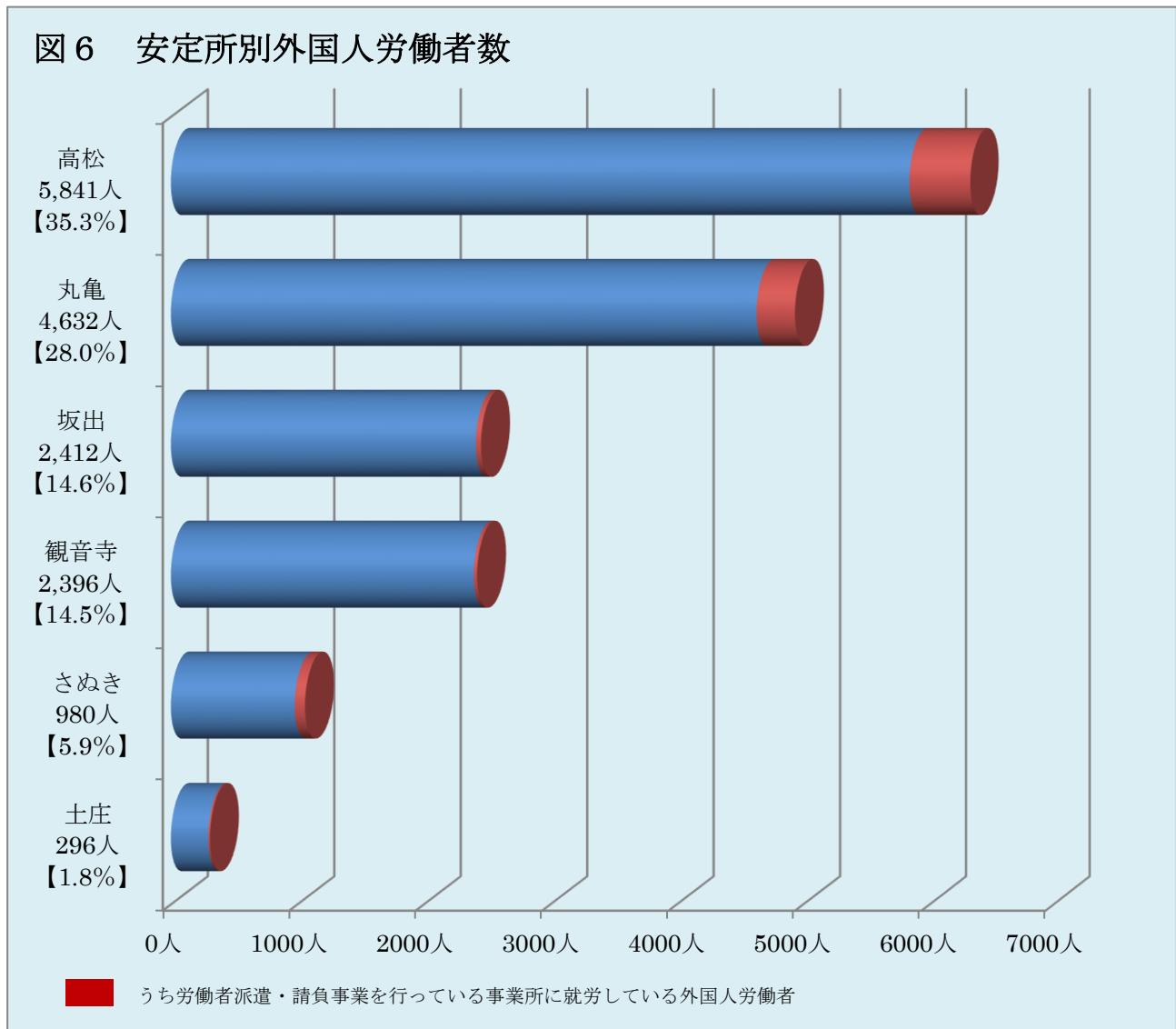


4 安定所別・産業別・事業所規模別の外国人労働者の状況

(1) 外国人労働者数を県内安定所別の割合をみると、高松 35.3%、丸亀 28.0%、坂出 14.6%、観音寺 14.5%、さぬき 5.9%、土庄 1.8%の順となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を見ると、高松 8.3%、さぬき 8.3%、丸亀 6.6%、土庄 4.4%、坂出 1.7%、観音寺 1.1%の順となっている。【図6、別表2】

図6 安定所別外国人労働者数



※令和5年10月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意が必要。

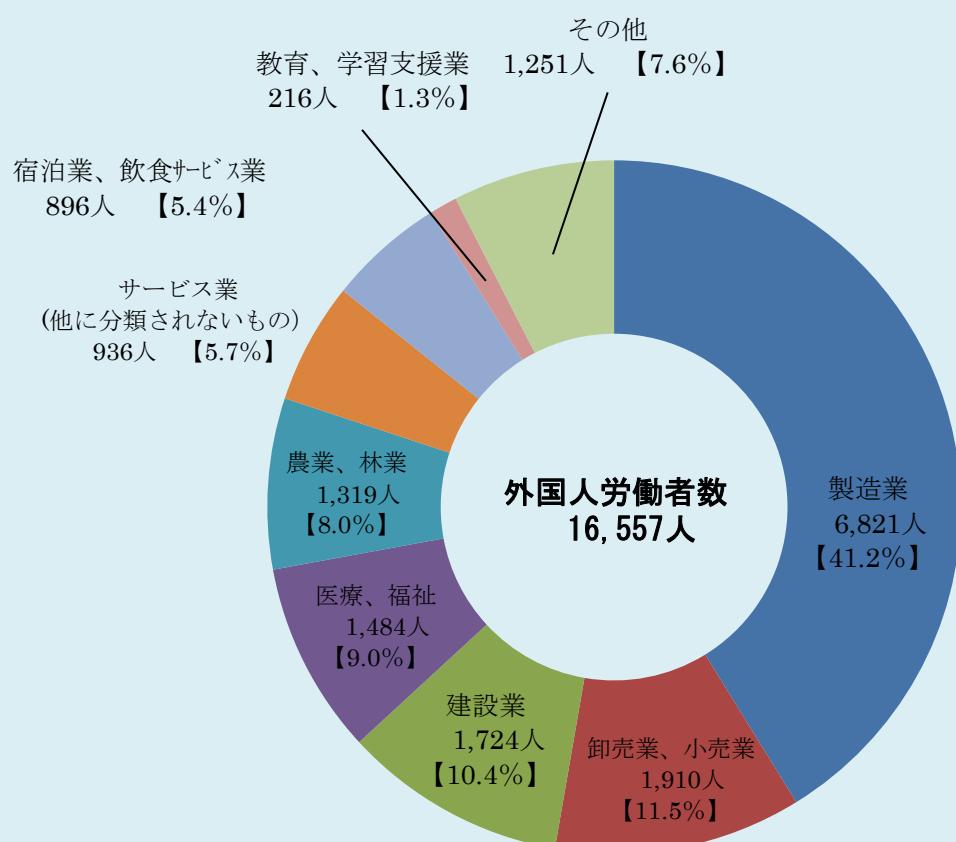
(2) 外国人労働者数を県内安定所別・在留資格別にみると、高松、坂出、観音寺、さぬき、土庄の安定所において「技能実習」が最も高い割合を占めており、特に観音寺では 54.1%を占めている。

「技能実習」の労働者数が最も多いのは高松で 2,004 人、次いで丸亀 1,523 人、観音寺 1,297 人、坂出 1,177 人の順となっている。「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは高松 16.1% (942 人)、土庄 15.9% (47 人)、丸亀 13.7% (636 人) の順となっている。高松と丸亀の2所で、県内の「身分に基づく在留資格」の労働者数の4分の3近くを占めている。「資格外活動(留学)」は、高松が県内の8割近くを占めている。【別表3】

(3) 外国人労働者数の産業別の割合をみると、「製造業」が41.2%を占め、次いで「卸売業、小売業」が11.5%、「建設業」が10.4%、「医療、福祉」が9.0%、「農業」が8.0%「サービス業（他に分類されないもの）」が5.7%、「宿泊業、飲食サービス業」が5.4%となっている。【図7、別表4】

また、外国人労働者の5.7%が労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労しており、その28.3%は「製造業」の事業所である。【別表4】

図7 産業別外国人労働者数



(4) 外国人労働者数を安定所別・産業別にみると、各所とも「製造業」の割合が最も高く、観音寺では 53.5% となっている。「製造業」で働く外国人労働者数が最も多いのは、丸亀 2,257 人、次いで高松 1,515 人、観音寺 1,283 人、坂出 1,198 人となっている。【別表 5】

外国人労働者数を在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」43.3%、「卸売業、小売業」12.1%、「医療、福祉」9.4%、「建設業」6.9%、「宿泊業、飲食サービス業」5.4% となっている。

「技能実習」では、「製造業」45.2%、「建設業」18.2% となっている。

「資格外活動」では、「卸売業、小売業」28.0%、「宿泊業、飲食サービス業」26.7%、「医療、福祉」15.8% となっている。

「身分に基づく在留資格」では、「製造業」47.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」11.1%、「卸売業、小売業」10.4% となっている。【別表 6】

外国人労働者数を国籍別・産業別にみると、「製造業」の割合が高いのは、ペルー（70.6%）、ブラジル（63.2%）、フィリピン（56.5%）、ベトナム（50.7%）、インドネシア（47.0%）である。

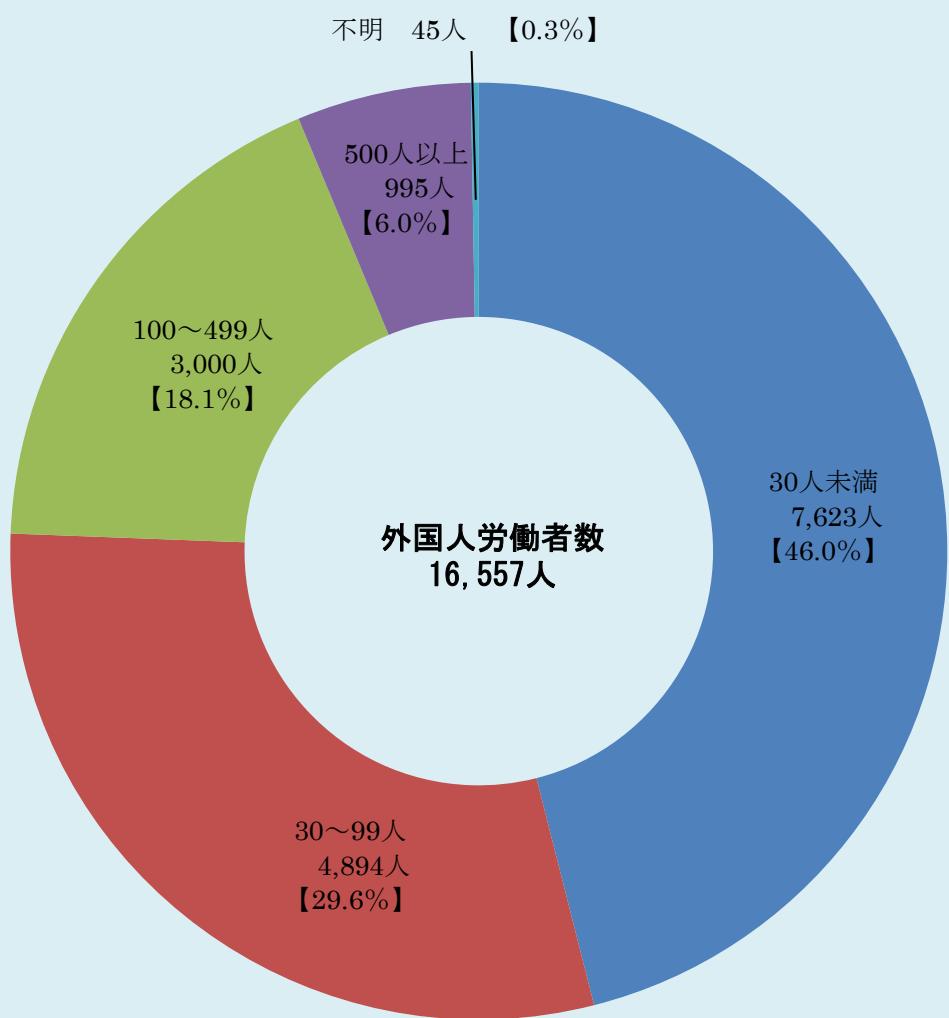
ネパールでは、「卸売業、小売業」が 30.6% で最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 24.5% となっている。G7 等⁷では、「教育、学習支援業」が 47.8% と最も高い割合となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別に見ると、ネパールが 18.9% と最も高い。【別表 7】

(5) 外国人労働者数を事業所規模別にみると、「30 人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の 46.0% を占めている。次いで、「30~99 人事業所」が 29.6%、「100~499 人事業所」が 18.1%、「500 人以上事業所」が 6.0% となっている。【図 8、別表 8】

⁷ G7 等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

図8 事業所規模別外国人労働者数



香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況表一覧

(令和7年10月末時点)

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数

[別表2] 安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表3] 安定所別・在留資格別外国人労働者数

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表5] 安定所別・産業別外国人労働者数

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数

[別表8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[参考表-1] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

[参考表-2] 外国人雇用事業所数（産業別、事業所規模別）

[参考表-3] 外国人労働者数（在留資格別、国籍別）

〔別表1〕国籍別・在留資格別外国人労働者数（香川労働局）

令和7年10月末時点

(単位：人)

	全在留資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格 (注2)		②特定活動 (注3)		③技能実習		④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格		⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務	計	うち特定技能	計	うち留学	計	うち永住者 配偶者等	うち永住者の うち定住者	うち日本人の うち永住者	
		うち日本人の うち永住者	うち永住者の うち定住者	うち日本人の うち永住者	うち永住者の うち定住者	うち日本人の うち永住者	うち永住者の うち定住者	うち日本人の うち永住者	うち永住者の うち定住者	うち日本人の うち永住者	うち永住者の うち定住者	
全国籍計	16,557	5,871	1,109	4,481	711	6,595	1,030	2,157	1,229	404	72	452
ベトナム	3,891	1,281	401	833	225	2,055	202	71	23	43	2	3
中国 (香港、マカオを含む)	2,173	987	229	717	111	447	95	78	533	388	75	30
フィリピン	2,358	669	41	599	73	707	70	64	839	454	111	27
ネバール	539	125	82	28	9	20	371	304	14	4	2	4
インドネシア	3,942	1,800	39	1,701	192	1,784	114	109	52	32	16	0
ミャンマー	1,321	377	77	289	37	808	94	84	5	1	3	0
ブラジル	114	2	0	0	1	0	0	0	111	56	15	0
韓国	120	30	24	0	4	0	5	3	81	60	20	0
スリランカ	129	34	21	13	1	4	81	73	9	0	8	1
タイ	138	26	10	14	3	87	6	6	16	12	4	0
インド	44	26	12	2	1	0	13	10	4	0	3	1
ペルー	238	0	0	0	1	0	1	0	236	109	14	7
G 7等 (注4)	209	106	68	0	2	0	7	5	94	48	46	0
うちアメリカ	97	65	41	0	0	0	0	(1.0%)	(45.0%)	(23.0%)	(22.0%)	(0.0%)
うちイギリス	39	13	6	0	2	0	1	(0.0%)	(32.0%)	(19.6%)	(12.4%)	(0.0%)
その他	1,341	408	105	285	51	683	107	92	42	31	12	0
	[8.1%]	(30.4%)	(7.8%)	(21.3%)		(3.8%)	(50.9%)	(6.9%)	(3.1%)	(3.1%)	(2.9%)	(0.4%)

注1：〔 〕内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、「宗教」、「芸術」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「法律・管理」、「研究」、「医療」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：G 7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

〔別表2〕 安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和7年10月末時点

(単位：所、人)

	事業所数 うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注1)	構成比 (注3)	外国人労働者数		構成比 (注3)
				うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)	
総計	2,358	115	4.9%	100.0%	16,557	951
1 高松公共職業安定所	936	55	5.9%	39.7%	5,841	486
2 丸亀公共職業安定所	542	31	5.7%	23.0%	4,632	304
3 坂出公共職業安定所	316	7	2.2%	13.4%	2,412	41
4 觀音寺公共職業安定所	331	3	0.9%	14.0%	2,396	26
5 さぬき公共職業安定所	160	14	8.8%	6.8%	980	81
6 土庄公共職業安定所	73	5	6.8%	3.1%	296	13

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、事業所総数（総計）及び外国人労働者総数（総計）に対する当該地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

〔別表3〕 安定所別・在留資格別外国人労働者数（香川労働局）

令和7年10月末時点

(単位：人)

	全在留 資格計	①専門的・技術的分野の 在留資格 ^(注2)		②特定活動 ^(注3)		③技能実習		④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格		⑥不明
		計	構成比 ^(注1)	うち技術・ 人文知識・ 国際業務	構成比 ^(注1)	うち特定技能	構成比 ^(注1)	うち留学	構成比 ^(注1)	うち永住者	うち日本 人の配偶者等	
総数	16,557	5,871	(35.5%)	1,109	4,481	711	(4.3%)	6,595	(39.8%)	1,223	(7.4%)	1,030
1 高松公共職業安定所	5,841	1,675	(28.7%)	594	965	255	(4.4%)	2,004	(34.3%)	965	(16.5%)	851
2 丸亀公共職業安定所	4,632	2,199	(47.5%)	224	1,912	215	(4.6%)	1,523	(32.9%)	59	(1.3%)	30
3 払出公共職業安定所	2,412	718	(29.8%)	91	596	127	(5.3%)	1,177	(48.8%)	71	(2.9%)	51
4 観音寺公共職業安定所	2,396	859	(35.9%)	109	726	53	(2.2%)	1,297	(54.1%)	42	(1.8%)	24
5 さぬき公共職業安定所	980	329	(33.6%)	70	237	46	(4.7%)	478	(48.8%)	59	(6.0%)	50
6 土庄公共職業安定所	296	91	(30.7%)	21	45	15	(5.1%)	116	(39.2%)	27	(9.1%)	24
										47	(15.9%)	28
										17	-	2

注1：（ ）内は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「宗教」、「芸術」、「特定技能」、「高度専門職1号・2号」、「報道」、「研究」、「法律・会計業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

〔別表4〕産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和7年10月末時点

(単位:所、人)

		事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比 (注4)
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)	
全産業計		2,358	115 [4.9%]	100.0%	16,557	951 [5.7%]	100.0%
A 農業、林業		231	2 [0.9%]	9.8%	1,319	18 [1.4%]	8.0%
	うち 農業	230	2 [0.9%]	9.8%	1,318	18 [1.4%]	8.0%
B 漁業		5	0 [0.0%]	0.2%	17	0 [0.0%]	0.1%
C 鉱業、採石業、砂利採取業		5	1 [20.0%]	0.2%	10	3 [30.0%]	0.1%
D 建設業		368	7 [1.9%]	15.6%	1,724	156 [9.0%]	10.4%
E 製造業		687	39 [5.7%]	29.1%	6,821	269 [3.9%]	41.2%
	うち 食料品製造業	156	5 [3.2%]	6.6%	2,418	62 [2.6%]	14.6%
	うち 飲料・たばこ・飼料製造業	2	0 [0.0%]	0.1%	5	0 [0.0%]	0.0%
	うち 繊維工業	45	4 [8.9%]	1.9%	218	21 [9.6%]	1.3%
	うち 金属製品製造業	125	7 [5.6%]	5.3%	1,038	30 [2.9%]	6.3%
	うち 生産用機械器具製造業	29	3 [10.3%]	1.2%	459	28 [6.1%]	2.8%
	うち 電気機械器具製造業	21	2 [9.5%]	0.9%	156	2 [1.3%]	0.9%
	うち 輸送用機械器具製造業	144	12 [8.3%]	6.1%	1,487	90 [6.1%]	9.0%
F 電気・ガス・熱供給・水道業		1	1 [100.0%]	0.0%	1	1 [100.0%]	0.0%
G 情報通信業		15	1 [6.7%]	0.6%	90	1 [1.1%]	0.5%
H 運輸業、郵便業		61	4 [6.6%]	2.6%	210	37 [17.6%]	1.3%
I 卸売業、小売業		303	7 [2.3%]	12.8%	1,910	24 [1.3%]	11.5%
J 金融業、保険業		7	1 [14.3%]	0.3%	12	1 [8.3%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業		15	0 [0.0%]	0.6%	50	0 [0.0%]	0.3%
L 学術研究、専門・技術サービス業		22	1 [4.5%]	0.9%	359	2 [0.6%]	2.2%
M 宿泊業、飲食サービス業		211	5 [2.4%]	8.9%	896	10 [1.1%]	5.4%
	うち 宿泊業	45	2 [4.4%]	1.9%	260	3 [1.2%]	1.6%
	うち 飲食店	163	3 [1.8%]	6.9%	631	7 [1.1%]	3.8%
N 生活関連サービス業、娯楽業		27	1 [3.7%]	1.1%	340	4 [1.2%]	2.1%
O 教育、学習支援業		34	2 [5.9%]	1.4%	216	7 [3.2%]	1.3%
P 医療、福祉		178	2 [1.1%]	7.5%	1,484	3 [0.2%]	9.0%
	うち 医療業	53	1 [1.9%]	2.2%	224	1 [0.4%]	1.4%
	うち 社会保険・社会福祉・介護事業	125	1 [0.8%]	5.3%	1,260	2 [0.2%]	7.6%
Q 複合サービス事業		31	1 [3.2%]	1.3%	99	3 [3.0%]	0.6%
R サービス業（他に分類されないもの）		138	38 [27.5%]	5.9%	936	389 [41.6%]	5.7%
	うち 自動車整備業	19	0 [0.0%]	0.8%	54	0 [0.0%]	0.3%
	うち 職業紹介・労働者派遣業	34	30 [88.2%]	1.4%	373	325 [87.1%]	2.3%
	うち その他の事業サービス業	47	6 [12.8%]	2.0%	399	59 [14.8%]	2.4%
S 公務（他に分類されるものを除く）		18	2 [11.1%]	0.8%	62	23 [37.1%]	0.4%
T 分類不能の産業		1	0 [0.0%]	0.0%	1	0 [0.0%]	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

〔別表5〕 安定所別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和7年10月末時点

(単位：人)

	全産業計	うち建設業	うち製造業	うち情報通信業	うち卸売業、小売業	うち宿泊業、飲食サービス業	うち教育、学習支援業	うち医療、福祉	うちサービス業（他に分類されないもの）			
									構成比 (注2)	構成比 (注2)		
総数	16,557	1,724	10.4%	6,821	41.2%	90	0.5%	1,910	11.5%	896	5.4%	
1 高松公共職業安定所	5,841	772	13.2%	1,515	25.9%	87	1.5%	890	15.2%	556	9.5%	
2 丸亀公共職業安定所	4,632	520	11.2%	2,257	48.7%	3	0.1%	628	13.6%	179	3.9%	
3 坂出公共職業安定所	2,412	232	9.6%	1,198	49.7%	-	0.0%	132	5.5%	88	3.6%	
4 観音寺公共職業安定所	2,396	111	4.6%	1,283	53.5%	-	0.0%	178	7.4%	29	1.2%	
5 さぬき公共職業安定所	980	62	6.3%	474	48.4%	-	0.0%	58	5.9%	12	1.2%	
6 土庄公共職業安定所	296	27	9.1%	94	31.8%	-	0.0%	24	8.1%	32	10.8%	
									-	0.0%	86	29.1%
										1	0.3%	

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、地域別の外国人労働者数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

【別表6】在留資格別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和7年10月末時点

(単位:人)

	全産業計	うち建設業	うち製造業	うち情報通信業	うち卸売業、小売業	うち宿泊業、飲食サービス業	うち教育、学習支援業	うち医療、福祉	うちサービス業（他に分類されないもの）	
									構成比 (注2)	構成比 (注2)
総 数	16,557	1,724	10.4%	6,821	41.2%	90	0.5%	1,910	11.5%	896
①専門的・技術的分野の在留資格（注3）	5,871	407	6.9%	2,540	43.3%	82	1.4%	710	12.1%	316
うち技術・人文知識・国際業務	1,109	100	9.0%	359	32.4%	79	7.1%	153	13.8%	107
うち特定技能	4,481	301	6.7%	2,118	47.3%	2	0.0%	549	12.3%	171
②特定活動（注4）	711	50	7.0%	231	32.5%	1	0.1%	51	7.2%	46
③技能実習	6,595	1,198	18.2%	2,984	45.2%	0	0.0%	582	8.8%	51
④資格外活動	1,223	10	0.8%	53	4.3%	2	0.2%	342	28.0%	326
うち留学	1,030	7	0.7%	25	2.4%	2	0.2%	296	28.7%	280
⑤身分に基づく在留資格	2,157	59	2.7%	1,013	47.0%	5	0.2%	225	10.4%	157
うち永住者	1,229	32	2.6%	499	40.6%	3	0.2%	137	11.1%	90
うち日本人の配偶者等	404	14	3.5%	179	44.3%	2	0.5%	44	10.9%	27
うち永住者の配偶者等	72	2	2.8%	44	61.1%	0	0.0%	7	9.7%	7
うち定住者	452	11	2.4%	291	64.4%	0	0.0%	37	8.2%	33
⑥不明	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「宗教」、「芸術」、「特定技能1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

〔別表7〕国籍別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和7年10月末時点

(単位：人)

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）			
		うち派遣・請負事業所	〔比率〕 〔注2〕	構成比 〔注3〕	構成比 〔注3〕	構成比 〔注3〕	構成比 〔注3〕	構成比 〔注3〕	構成比 〔注3〕	構成比 〔注3〕									
全国籍計	16,557	951	5.7%	1,724	10.4%	6,821	41.2%	90	0.5%	1,910	11.5%	896	5.4%	216	1.3%	1,484	9.0%	936	5.7%
ベトナム	3,891	158	4.1%	563	14.5%	1,971	50.7%	-	0.0%	400	10.3%	146	3.8%	12	0.3%	306	7.9%	139	3.6%
中国 (香港、マカオを含む)	2,173	83	3.8%	39	1.8%	635	29.2%	68	3.1%	660	30.4%	86	4.0%	40	1.8%	69	3.2%	86	4.0%
フィリピン	2,358	210	8.9%	205	8.7%	1,333	56.5%	3	0.1%	195	8.3%	100	4.2%	11	0.5%	154	6.5%	191	8.1%
ネパール	539	102	18.9%	17	3.2%	31	5.8%	1	0.2%	165	30.6%	132	24.5%	4	0.7%	57	10.6%	121	22.4%
インドネシア	3,942	172	4.4%	603	15.3%	1,851	47.0%	2	0.1%	220	5.6%	111	2.8%	2	0.1%	556	14.1%	111	2.8%
ミャンマー	1,321	68	5.1%	183	13.9%	390	29.5%	8	0.6%	67	5.1%	148	11.2%	1	0.1%	286	21.7%	171	12.9%
razil	114	7	6.1%	10	8.8%	72	63.2%	-	0.0%	12	10.5%	3	2.6%	1	0.9%	3	2.6%	4	3.5%
韓国	120	12	10.0%	3	2.5%	25	20.8%	3	2.5%	19	15.8%	18	15.0%	13	10.8%	15	12.5%	8	6.7%
スリランカ	129	21	16.3%	4	3.1%	2	1.6%	1	0.8%	26	20.2%	51	39.5%	1	0.8%	3	2.3%	33	25.6%
タイ	138	4	2.9%	1	0.7%	18	13.0%	-	0.0%	10	7.2%	4	2.9%	4	2.9%	1	0.7%	9	6.5%
インド	44	4	9.1%	-	0.0%	10	22.7%	2	4.5%	7	15.9%	12	27.3%	1	2.3%	1	2.3%	3	6.8%
ペルー	238	12	5.0%	12	5.0%	168	70.6%	1	0.4%	6	2.5%	17	7.1%	2	0.8%	3	1.3%	16	6.7%
G 7等 ^(注4)	209	29	13.9%	1	0.5%	21	10.0%	-	0.0%	4	1.9%	10	4.8%	100	47.8%	9	4.3%	10	4.8%
うちアメリカ	97	13	13.4%	-	0.0%	6	6.2%	-	0.0%	-	0.0%	1	1.0%	55	56.7%	4	4.1%	3	3.1%
うちイギリス	39	5	12.8%	1	2.6%	1	2.6%	-	0.0%	3	7.7%	3	7.7%	19	48.7%	-	0.0%	-	0.0%
その他	1,341	69	5.1%	83	6.2%	294	21.9%	1	0.1%	119	8.9%	58	4.3%	24	1.8%	21	1.6%	34	2.5%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該国籍の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数には限らない。値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注4：G 7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、オーストラリア、イタリア、カナダ、ニュージーランド、ロシアをいう。

〔別表8〕事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和7年10月末時点

(単位:所、人)

事業所労働者数	事業所数		外国人労働者数		構成比 (注4)	構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数 うち派遣・請負事業所 (注3)
	うち派遣・ 請負事業所 (注1)	〔比率〕 (注1)	うち派遣・ 請負事業所 (注2)	〔比率〕 (注2)			
全事業所規模計	2,358	115	[4.9%]	100.0%	16,557	951	[5.7%]
事業所	30人未満	1,524	60	[3.9%]	64.6%	7,623	594
事業所	30～99人	522	30	[5.7%]	22.1%	4,894	182
事業所	100～499人	239	19	[7.9%]	10.1%	3,000	107
事業所	500人以上	50	6	[12.0%]	2.1%	995	68
事業所	不明	23	-	[0.0%]	1.0%	45	- [0.0%]

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考表－1] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

(単位: 所、人、%)

	事業所数	対前年 増減比	外国人労働者数			対前年 増減比
				男性	女性	
令和4年	1,845 (95)	6.7	10,274 (692)	5,941	4,333	3.2
令和5年	1,980 (98)	7.3	12,302 (648)	7,408	4,894	19.7
令和6年	2,165 (102)	9.3	14,428 (823)	8,753	5,675	17.3
令和7年	2,358 (115)	8.9	16,557 (951)	10,149	6,408	14.8

注1: 事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

注2: () 内は、各年10月末時点における事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び同事業所に就業している外国人労働者数を示す。割合の数値は小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

[参考表－2] 外国人雇用事業所数（産業別、事業所規模別）

(単位: 所、%)

産業別	事業所総数	令和4年	対前年 増減比	令和5年	対前年 増減比	令和6年	対前年 増減比	令和7年	対前年 増減比
		1,845	▲ 2.7	1,980	7.3	2,165	9.3	2,358	8.9
産業別	建設業	285	1.1	314	10.2	339	8.0	368	8.6
	製造業	577	▲ 3.0	626	8.5	660	5.4	687	4.1
	情報通信業	11	▲ 21.4	10	▲ 9.1	12	20.0	15	25.0
	卸売業、小売業	221	▲ 7.1	229	3.6	271	18.3	303	11.8
	宿泊業、飲食サービス業	129	▲ 10.4	140	8.5	169	20.7	211	24.9
	教育、学習支援業	32	▲ 3.0	33	3.1	34	3.0	34	0.0
	医療、福祉	142	10.1	152	7.0	165	8.6	178	7.9
	サービス業（他に分類 されないもの）	123	▲ 6.1	123	0.0	126	2.4	138	9.5
事業所規模別	その他	325	▲ 1.5	353	8.6	389	10.2	424	9.0
	30人未満	1,185	▲ 3.7	1,277	7.8	1,394	9.2	1,524	9.3
	30～99人	417	2.5	442	6.0	487	10.2	522	7.2
	100～499人	193	▲ 2.5	203	5.2	220	8.4	239	8.6
	500人以上	52	0.0	44	▲ 15.4	45	2.3	50	11.1
	不明	13	44.4	14	7.7	19	35.7	23	21.1

注1: 事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

注2: 本表の産業別のデータは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考表－3] 外国人労働者数（在留資格別、国籍別）

(単位：人、%)

		令和4年	対前年 増減比	令和5年	対前年 増減比	令和6年	対前年 増減比	令和7年	対前年 増減比
外国人労働者総数		10,274	3.2	12,302	19.7	14,428	17.3	16,557	14.8
在 留 資 格 別	専門的・技術的分野の在留資格	2,386	69.7	3,651	53.0	4,635	27.0	5,871	26.7
	うち技術・人文知識・国際業務	703	▲3.2	821	16.8	912	11.1	1,109	21.6
	うち特定技能	1,489	189.7	2,624	76.2	3,470	32.2	4,481	29.1
	特定活動	523	▲0.8	442	▲15.5	508	14.9	711	40.0
	技能実習	4,887	▲6.4	5,691	16.5	6,357	11.7	6,595	3.7
	資格外活動	661	▲20.4	676	2.3	935	38.3	1,223	30.8
	うち留学	561	▲23.4	553	▲1.4	774	40.0	1,030	33.1
	身分に基づく在留資格	1,817	▲7.8	1,842	1.4	1,993	8.2	2,157	8.2
	うち永住者	1,011	▲7.3	1,032	2.1	1,131	9.6	1,229	8.7
	うち日本人の配偶者等	355	▲12.1	353	▲0.6	371	5.1	404	8.9
国籍別	うち永住者の配偶者	57	▲3.4	65	14.0	72	10.8	72	0.0
	うち定住者	394	▲5.5	392	▲0.5	419	6.9	452	7.9
	不明	0		0		0		0	
	インドネシア	1,343	47.4	2,064	53.7	2,951	43.0	3,942	33.6
	ベトナム	3,051	▲6.7	3,433	12.5	3,726	8.5	3,891	4.4
	フィリピン	1,605	10.6	1,914	19.3	2,191	14.5	2,358	7.6
	中国（香港、マカオを含む）	1,905	▲12.3	2,012	5.6	2,009	▲0.1	2,173	8.2
	ミャンマー	559	8.8	726	29.9	1,068	47.1	1,321	23.7
	ネパール	238	13.9	297	24.8	362	21.9	539	48.9
	ペルー	205	0.0	219	6.8	227	3.7	238	4.8
国籍別	タイ	75	▲7.4	104	38.7	117	12.5	138	17.9
	スリランカ	21	▲4.5	44	109.5	90	104.5	129	43.3
	韓国	79	▲24.8	79	0.0	91	15.2	120	31.9
	ブラジル	105	▲13.2	103	▲1.9	121	17.5	114	▲5.8
	インド	22	▲35.3	26	18.2	30	15.4	44	46.7
	G7等	176	▲0.6	184	4.5	196	6.5	209	6.6
	うちアメリカ	87	3.6	86	▲1.1	90	4.7	97	7.8
	うちイギリス	28	0.0	35	25.0	37	5.7	39	5.4
	その他	890	24.1	1,097	23.3	1,249	13.9	1,341	7.4

注1：各年10月末時点。